

国税庁や税務署からのメールが届いたらご用心ください

国税庁や税務署を名乗って、SMS(ショートメール)や電子メールで納付や差押え予告などが届くという相談が増えています。国税庁や税務署から納付などを求めるメールが届いた場合は無視しましょう。

☎ 市民相談室 ☎ 63-7416

4月から 法人県民税・事業税の問合せは「津総合県税事務所」へ

伊賀県税事務所で行っている法人県民税・法人事業税の課税業務や、申告書の受付などの相談は、4月以降、津総合県税事務所で行います。今後も、納付や納税証明書の発行は伊賀県税事務所でも行います。

☎ (3月まで)三重県伊賀県税事務所

☎ 0595-24-8024

(4月以降)三重県津総合県税事務所

☎ 059-223-5028

福祉・介護の仕事に興味がある人へ 職場体験 参加者募集

▼施設で実際の仕事を体験します

日時 2~10日間(年間)、1日6~8時間

場所 三重県内福祉施設・事業所(高齢者・障害者・児童)

申込 2月28日頃までに問合せ先へ

◎日時・体験場所は希望により調整。交通費、昼食代は自己負担

▼動画で仕事を疑似体験してみませんか?

施設の紹介、一日の業務の様子、職員のインタビューなどを動画でご紹介 ※県内5施設の様子を視聴可能。1施設あたり約30分

◎申込方法など詳しくは問合せ先へ



☎ 県社会福祉協議会 ☎ 059-227-5160

▶ 申告・相談に関するお知らせです

名張市役所会場では密集回避のため 午前8時30分から整理券を配布

【名張市役所会場】

① 午前8時30分から整理券配布

★市役所1階ロビーで配布
★配布枚数に限りがあります。(配布終了の場合、その日の受付はできません)
★当日券のみの配布です。事前予約はできません。

② 整理券に書かれた時間に会場へ入場

★整理券配布順に受付(30分単位での時間指定)
★来場者による時間の指定はできません。
★整理券配布後に、長時間ロビーなどでお待ちいただくことはご遠慮ください。

③ 申告相談

申告会場へお越しいただく際は…

★事前に、申告書と必要書類(収支内訳書、医療費控除の明細書など)を作成し、なるべく提出のみとなるよう、ご協力をお願いします。

★発熱症状(37.5度以上)や咳など、体調に不安のある人は入場をお断りさせていただきます。会場にサーモメジャー(非接触体温計)を設置します。
★消毒液を設置しますので、随時手指の消毒をお願いします。

ご不便をおかけしますが、感染拡大防止のため、ご協力ください。

医療費控除の申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します

確定申告の際に「医療費控除の明細書」として使用できる「医療費のお知らせ」を、国民健康保険・後期高齢者医療保険とともに、1月下旬に送付します(再発行はできません)。「お知らせ」に記載のないものは、医療機関発行の領収書をお使いください。

■ 国民健康保険(令和4年1~11月分を送付)

※12月分は、2月下旬に送付予定

☎ 保険年金室 ☎ 63-7445

■ 後期高齢者医療保険(令和4年1~9月分を送付)

※10~12月分は、7月に送付予定

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課

☎ 059-221-6884

おむつ代の医療費控除申告時に添付する「おむつ使用確認書」

寝たきりの人のおむつ代を医療費控除に含めて申告する場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」を添付する必要があります。

2年目以降の申告は、要介護認定を受けている人で一定の要件に該当する場合、市が交付する「おむつ使用確認書(発行手数料300円)」で代用できます。詳しくは、問合せ先へ

☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の保険料(料)額通知を送付します

令和4年中に納付された下記の保険料(料)額などの通知を、1月20日金に発送します。確定申告などにご利用ください。

なお、市からの通知には年金天引き(特別徴収分)による納付分は表示されていません。年金の源泉徴収票でご確認ください。

▼ 国民健康保険税額(普通徴収分)のお知らせ

☎ 収納室 ☎ 63-7439

▼ 介護保険料額(普通徴収分)のお知らせ

☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

▼ 後期高齢者医療保険料額(普通徴収分)のお知らせ

☎ 保険年金室 ☎ 63-7105

要介護認定を受けている人は 障害者控除が適用される場合があります

所得申告者やその扶養家族が障害者手帳をお持ちでなくても、介護保険の要介護認定を受けていれば障害者控除対象者認定書(要申請/発行手数料300円)が発行される場合があります。所得税や住民税に障害者控除を受けられます。

対象 市内在住で要介護・要支援認定を受けており、障害者手帳・療育手帳をお持ちでない人のうち、障害者と特別障害者に準ずる者として市が認定する人

◎申請は、市役所1階5番窓口、介護・高齢支援室で受け付けます。

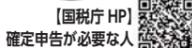
☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

所得税

☎ 上野税務署 ☎ 21-0950

※申告は、郵送やe-Taxを活用するなどできる限り来場をお控えください。

確定申告が必要な人



申告すれば所得税が戻ってくる人

◎所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金特別控除額の合計額を超える
◎給与所得者で、①給与の収入金額が2千万円を超える②給与を1カ所から受けていて、その給与の全部が源泉徴収対象となる場合、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計が20万円を超える など

◎年の途中で退職し年末調整を受けずに源泉徴収税額を納め過ぎの人
◎一定要件を満たしたマイホームを取得または改修して住宅ローンがある人
◎多額の医療費を支出した人 など

★還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

☎ 確定申告 問合せ専用ダイヤル「確定申告電話相談センター」[3月15日頃まで] ⇒上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

市民税・県民税

☎ 課税室 ☎ 63-7429

※申告はできる限り郵送で提出してください。

市・県民税申告が必要な人

2月7日頃ごろ 申告書送付予定

◎令和5年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
・事業所得や不動産所得などがあり、市・県民税のみ課税になる人

※市・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税などの算定を行うために、申告が必要な場合があります。詳しくは、課税室へお問い合わせください。

▶ 申告の持ち物

- 市役所や税務署から届いた申告書や案内はがき
- 筆記用具 ●源泉徴収票(原本)
- 申告者本人のマイナンバーカードもしくは、通知カードと本人確認書類
- 社会保険料控除を受ける場合…支払った金額が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合…保険料の控除証明書
- 寄附金控除を受ける場合…寄附した領収証
- 医療費控除を受ける場合…医療費控除の明細書(事前に作成願います。領収証の添付による申告はできません)
- 住宅ローン控除を受ける場合…売買契約書のコピー、登記事項証明書、借入金の年末残高証明書など
- その他、受けようとする控除の必要書類または証明書類

Q 「市民税申告は郵送で申告を」と言われても難しそう…

A 分かりやすい解説動画があるんです!

市・県民税申告書を作成・提出する方法を、職員が解説する動画を作成しました

確定申告はネットから申告 OK

確定申告は、会場に行かずに郵送やスマホで申告いただけます。長時間待ついただく必要なし!

インターネット(パソコン・スマートフォン)

確定申告は郵送のほかに、e-Tax(電子申告)を利用することでパソコンやスマートフォンで申告書が提出できます。※e-Tax(電子申告)申告には、カードリーダーなど専用機器が必要。

郵送 市民税・県民税の申告書は郵送で提出いただけます。 ☎ 課税室 ☎ 63-7429

市役所に寄せられる数々の「疑問」に 案内人が「簡潔」にお答えします!

今月の案内人

今回動画を初制作 堤 隆太

profile 「市民の皆さんにとって分かりやすいように!」がモットーの課税室職員

年金通信

☎ 津年金事務所 ☎ 059-228-9112

国民年金保険料の納付は口座振替と前納が便利でお得!

毎月、納付書などで納付		納付書など、前納にてお得に		口座振替にすればさらにお得に!	
納付額	納付方法	納付額	納付方法	納付額	納付方法
6カ月間 99,540円	6カ月前納	98,730円	6カ月前納	98,410円	6カ月前納
2年間 397,320円	2年前納	382,780円	2年前納	381,530円	2年前納

■令和5年度(4月~翌年3月)の国民年金定額保険料 月額16,520円(※保険料の方法別納付額や割引額は1月末頃確定します)

口座振替の申込期限…▼上期6カ月前納(4~9月分)、1年前納、2年前納は2月末まで

▼下期6カ月前納(10月分~翌年3月分)は8月末までに年金事務所または、金融機関へ提出

※手続きには基礎年金番号と通帳、銀行印が必要です。

年金相談 ※事前に予約が必要です。基礎年金番号が分かるものをご準備ください。

■ アスピア(南町)

日時 2月14日(水)・28日(水)

午前10時~午後3時

◎予約は開催日の1カ月前から1週間前まで

☎ 津年金事務所お客様相談室

☎ 059-228-9112 (音声案内①選択②選択)

■ 津年金事務所(津市桜橋)

日時 平日 午前8時30分~午後5時15分

(週初めは午後7時)、第2土曜日 午前9時30分~午後4時

☎ 全国年金事務所予約受付専用電話

☎ 0570-05-4890 ☎ 03-6631-7521